

令和 8 年度第 1 回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 時	令和 8 年 7 月 1 5 日（水） 1 3 : 3 0 ~	
場 所	山梨県漁業協同組合連合会 水産会館	
議 事	【諮問事項】 1 内共第 1 6 号 第五種共同漁業権遊漁規則の変更について 【協議事項】 1 オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について（山中湖） 2 オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について（河口湖） 3 オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について（西湖） 4 山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の改正について 【報告事項】 1 令和 7 年度の増殖実績について 2 令和 7 年度の資源管理状況の報告について	
出席者	委 員	宮崎会長、萩原委員、古菅委員、三浦委員、千野委員、雨宮委員、河内委員、時田委員、湯本委員 計 9 名
	事 務 局	藤川事務局長（食糧水産課 課長）、須田事務局次長（食糧水産課 課長補佐）、三浦書記（食糧水産課 副主幹）、天野書記（食糧水産課 指導主幹）、古屋書記（食糧水産課 主任）
	オブザーバー	水産技術センター 岡崎所長
	傍聴者	1 名

委員会の概要

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議題
5. その他
6. 閉会

【諮問事項】

- 1 内共第 1 6 号 第五種共同漁業権遊漁規則の変更について

(事務局)

資料をご覧ください。

協議内容については、精進湖漁協の遊漁規則変更について、漁業法170条に基づいて漁場管理委員会に諮る必要がありますので、今回協議させていただきます。

新旧対照表のとおり、遊漁料の変更、一日券を700円から1,000円、年券を6,000円から7,000円にすること、および女性の割引料金をなくす内容となります。精進湖漁協については、ヘラブナなどの遊漁者の減少、放流種苗価格の値上げ、近年の物価高騰による漁場管理費の増加などによって漁協の運営が非常に厳しくなっています。このため、遊漁料金の値上げ、並びに女性割引料金の廃止によって、漁協経営の改善に繋げるという内容となります。事務局の検討結果としましては、遊漁料金の妥当性についての判定資料が資料に記載してあります。改正後の金額は参考基準額を超えていますが、本委員会で基準額に入らない場合については、その他の資料で判断するという形になっておりますので、その他の資料として経営状況が下に記してあります。

精進湖漁協について、ここ3年放流事業経費は多少黒字の年もありますが、事業利益は3年連続マイナス、経常利益を見ても3年連続マイナスです。内部留保の額も少ないということです。この状態が続くと経営成り立たなくなります。参考基準額を超えていますが、組合員の行使料+賦課金の金額と比べてもそれほど高くないので、金額については妥当だと考えられます。

また、その他精進湖漁協については、経営改善の一環としてコンビニエンスストアでの遊漁券の販売を行っています。電子遊漁券の導入については、多くの漁協で導入されていますが、精進湖漁協については導入の利点が少ないということで導入はしていません。具体的な理由としては、ヘラブナ釣りの釣り師については、ほとんどが高齢者であって、電子遊漁券に慣れていないことが理由であり、ワカサギ釣りについては船とセットで遊漁証明書を購入するので、電子遊漁券を導入するメリットが少ないということでした。

また、経営改善の一環として遊漁料徴収手当を従来よりかなり低くしているということで、経営の改善を図っているというところです。

事務局の検討結果についてご説明いたします。

遊漁料金の変更については、県の参考基準額を上回っています。しかし、精進湖漁協の事業利益と経常利益は3年連続で赤字であり、経営状況は厳しく、漁協では、経営改善に繋げるために役員報酬などの削減を行っています。また、遊漁料金は組合員の負担額と比較して大きな乖離はないことから、事務局としては、遊漁料の変更については妥当と判断します。ご審議お願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

それではご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

何の問題もないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(会長)

遊漁料金の変更については、従来の基準からは上回っているのですが、時代が変わりまして諸事情を考慮することになりましたので、事務局から妥当という判断をされていますので、お諮りしてよろしいでしょうか？

(委員一同了承)

(会長)

ありがとうございました。

ご異議はないようですので、諮問事項、内共第16号、第五種共同漁業権遊漁規則の変更については異存なしとして答申することに決定いたします。

【協議事項】

1 オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について（山中湖）

(事務局)

事務局からご説明いたします。資料をご覧ください。

令和7年度のオオクチバスに頼らない漁場管理に関するロードマップの取組結果について記載されています。漁場管理委員会として、令和6年にオオクチバスの免許をした際に、委員会指針の中でロードマップの取組について助言を行っていくとしておりますので、この委員会でその内容について協議をさせていただきます。

令和7年度の山中湖漁協の取組結果については、令和8年6月25日に山中湖漁協、環境省、水産庁、山中湖村、山梨県が出席したオオクチバスに頼らない漁場管理に関する検討会議において、漁協からご報告をいただいております。その取組内容が記載されていますので、読みながら説明させていただきます。

まずは、山中湖漁協から報告があった令和7年度における取組と、今後の予定についてご説明いたします。令和7年度のオオクチバス増殖計画は放流500kg、これはロードマップ上の数字です、産卵場造成2か所でしたが、1月中旬以上のワカサギ不漁等による経営悪化で資金確保が困難となり、放流は行っていません。代わりに、産卵場を5か所造成しています。令和8年度は遊漁料を600円から1,000円に改定したことに伴って、放流しないことについて利用者からいろいろ意見が出された結果、ロードマップ上限の500kgの範囲内で300kgの放流を実施するというようになっております。

ワカサギについては主要な代替魚種ですが、令和7年度は親魚が捕れなかったため、山中湖での自家採卵が出来ず、近隣漁協の協力により、約2億粒の卵を放流しています。計画の4億粒には届いておらず、引き続き、卵の確保と自家採卵体制の構築が課題であるとしています。今年度は芦ノ湖、河口湖、網走等から約3億1,000万粒を確保できているということです。昨年も資源回復を期待しているとのことでした。

また食用としての利用になりますが、山中湖村、旅館、小売店等と連携した特産品開発や、給食などでの活用を検討しているものの、ワカサギの不漁により、本格的な取組には至っていないということです。

令和7年度のオオクチバス遊漁料収入については、全遊漁料収入の5%ということで、オオクチバスの漁業権による地域経済への波及効果は以前より少なくなっているとの

認識です。

免許返上については、ロードマップ上の令和15年の次期切替を見据える考え方で作成されています。この考え方については総会や業者に周知しておりますが、夏場に釣れる代替魚種、直接影響を受けるボート業者の収入、返上後の料金徴収、流出防止網管理等、これはどの漁協にも共通課題となっています。

山中湖漁協からの報告を受けて、検討会の出席者からは次のような意見がでました。不漁の要因としては、猛暑による水温上昇、1月中旬以降の気温が下がったときの結氷の後にワカサギが氷の下に集まってしまうこと、親魚が釣られ過ぎていること、低水温による活性の低下、自然再生産の不安定さ等の可能性があげられました。また、特に山中湖は水深が浅いため、水深の深い湖よりも水温が上がりやすく、ワカサギへの影響が心配されるという意見がありました。

また、現在山中湖村役場が湖底環境等の調査を行っておりまして、今年度末に結果が出るようなので、その結果を踏まえて水産技術センター等とワカサギの増殖について、情報共有等を行う必要があるとの意見がでました。

漁協からオオクチバスが流出しないようにしている流出防止網については、管理に多額の費用と労力を要しているとの説明がありました。免許返上後の流出防止網の必要性、管理水準については、法令上の取り扱い、地域の実情漁協の費用負担を踏まえてどうするか、ということに関係者で協議していく必要があるとの意見がありました。

ワカサギは1月中旬以降不漁になるということですが、12月頃までは好調に釣れているので、この時期に遊漁者をしっかりと呼び込む一方、竿の数の制限や、休業日・禁漁日の設定など、資源管理と営業のバランスを検討する余地があるとの意見も出されました。

最後に、この検討結果を踏まえて、事務局からの助言内容案を作成しましたので、協議をさせていただきたいと思います。

助言内容は、

令和15年の次期免許切替時の返上を見据え、ワカサギを中心とした代替遊漁の振興と漁協経営の安定化に取り組むこと。ワカサギについて、卵の安定確保、自湖産親魚・自然産卵場の把握、自家採卵体制の構築に向けて関係機関と連携すること。

ワカサギの不漁の要因については、水温、水位、湖水滞留、栄養塩、湖底環境等を整理し、村の調査結果を増殖対策に活用すること。釣果が見込める12月までにしっかりと遊漁者を呼び込むように情報発信を行うとともに、ドーム船・ボート業者と連携し、資源管理策を検討すること。山中湖村、旅館、小売店、学校給食等と連携し、ワカサギその他魚種の特産品開発や地域振興策を、資源状況に応じて検討すること。

オオクチバスの放流及び人工産卵場造成は、委員会指示、及びロードマップの上限内で、漁協経営、利用者説明を踏まえて適切に実施すること。漁業権免許返上後の、釣り人とのトラブル、地域経済及び漁協経営への影響について、現実的な解決策に関係者と協議すること。

理事会・総会で情報を共有し、取組を継続すること。

以上が助言内容となりますので、協議をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、この件のご質問やご意見がございましたらお願いします。

(委員)

増殖量が、ロードマップの数量を上回らないこと、という指示が出ていますが、2の予定の産卵場を倍以上の5に増やしたということは、条件を大きく上回っていると言えると思います。この変更について、事前に何らかの申告はあったのでしょうか、それに対して許可が下りているのでしょうか、という質問です。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。

令和7年度に山中湖漁協が放流に代えて、産卵床を5に増やしたということについて、事前の報告や協議は行われていません。今後は計画内容を変更する場合には、協議の必要があると考えております。

資源に与える実質的な増殖効果を考えた場合に、500kgの成魚放流というのは、湖に500kg資源を入れて、さらにその魚が翌年度に産卵にも寄与するというような直接的な効果があります。一方、産卵場の整備は、整備したその産卵場を親が利用して、さらに産卵が成功して、その孵化した稚魚が生存して放流サイズまで成長する間の減耗もあるため、直接的な放流よりも、増殖の効果という点では低いと考えております。このため、令和7年度に山中湖漁協さんが行った産卵場造成の対応については、500kgの放流よりも縮小している形だと考えております。

県としても、オオクチバスの免許がある漁協さんに対しては、放流に変えて産卵場造成を行ってください、という指導をしていますので、山中湖漁協としては産卵場を増やしていますが、放流の代わりに産卵場造成を行ったということは、オオクチバスに頼らない漁場管理に向けた取り組みをしているということだと考えています。

ただ、産卵場の整備か所数が計画を上回っているということについては、ロードマップ上の進捗管理として事前に検討すべき事項だと思いますので、その点については、漁協にしっかりと伝え、放流量を減らしても産卵場の数をロードマップよりも増やす場合には、事前に県と協議することという内容を、助言内容に加えることを検討しますが、いかがでしょうか？

(委員)

放流が出来ないから、産卵場を増やして全体的には減っている点は、プラスマイナス・ゼロで問題がないように見えますけれど、資料のロードマップを見ますと、放流量と産卵床の整備は別枠の形で設定がされています。全体として減っていれば変更してよいという指示は、どこにも書かれていないと思います。

このロードマップは検討会議を経たり、この会議で承認を受けたりして設定されたもので、他にも公表されている、いわば公の約束にあたるかと思います。こういったことが軽く通ってしまうと、ロードマップはいつでも自己判断で変えられるというような約束事としての軽視につながることになります。例えば、来年度同じようにほかの漁協がやっても、それは全然問題ない、今後もロードマップのことでもどんどん変えていけるということになってしまいますので、問題があると思います。ところが、この資料を見ますと、出席者からの意見ですとか、そのあとの助言内容に関して、このことに関して指摘も検討も特に見られないですね。

それで、私の意見ですけれども、今回のこの扱いが、ロードマップの指示から外れている

ということは明確に指摘をしていただいて、その上で条件を遵守するということを、指導・助言の案に書き加えるということを提案したいと思います。

(事務局)

先ほども説明させていただきましたが、産卵場の数が増えたということについては、事前の協議なしで行われたことは問題だと思いますが、増殖効果、資源へのインパクトという点では500kgの放流よりは少ないと考えられるので、ロードマップを逸脱しているという表現は強すぎと考えます。直接放流を大幅に減らす場合であっても、産卵場の造成をそれにあてて代わりに増やす場合については、県と協議を事前に必ず行うこと、という助言を加える内容でいかがでしょうか？

(委員)

今回のことに関する注意は、今後のことということもありますので、明確な形で入れてもらえたら、と思います。それで、ロードマップを変更するということに関しては、簡単に決められてよいものではないと思いますので、その変更をする場合の手続きをどういうふうにするのか、ということは、また別のところで検討しなくてはならないと思います。

助言内容を見ますと、上限内で、ということはやっていますが、他の二つの漁協に関してほぼ同じような内容で載っていますから、それは既知であることの確認ということも考えられます。今回のことを明確に掲載している部分はありませんから、そこはきちんと指摘して、ロードマップを行っていく上でもきちんと取り組んでいるところはプラスの評価はしっかりとして、そうでないところはまたそれなりの評価をして、その評価をした上でまた今後に向けて取り組んでいくということが筋だと思います。その上で、上限は重視していきます、ということを確認するような仕組みをしていただきたいと思います。

(会長)

ロードマップを勝手に変更することはできません。今回、事前報告はなかったということですね？

(事務局)

そうです。

(会長)

必ず事前報告をしていただいて、しかるべき所でいいのかどうか、判定して、許可するなり、ダメだよと言うなりすればいいと思うので、まず事前報告を必ずしてもらうことを絶対にしてもらいたい、ということです。それで、そのことを委員会で説明してもらえばよいと思います。

(事務局)

事前報告で数について、協議していただくということであれば、オオクチバスの産卵期が春頃になるので、かなり早い段階での意思表示が必要となります。

(会長)

時期によっては、臨時でもここで集まってやるしかないですね。

(事務局)

3月に、漁場管理委員会がありますので、それより前に決定してもらうのが良いと思います。

(会長)

私が提案したいのは、事前に報告は必ずしてもらいたい。それで、しかるべき機関でいいか悪いかの判定をしてから、実際に造成してもらいたい。

この点については、事務局の言っていることと、委員の言っていることはだいたい同じように聞こえたのですが。

(事務局)

概ね方向性に違いはないと思うのですが、委員の言っていることは、今回の山中湖漁協が行った行為が、ロードマップから逸脱しているのではないか、ということをおっしゃっていて、ただ漁協としても放流よりも産卵場生成の方がオオクチバスに頼らないだろう、という前向きなつもりでやっているの、それを逸脱してしまうと言ってしまうと、漁協さんが一生懸命やっているのに、その取組に水を差すような言い方にもなるので、そういう表現を入れない方が良いのではないかと考えています。

(会長)

状況はよくわかっていまして、済んでしまったことなので、今回の対応について、関係者の取り組みそのものを否定する趣旨ではなく、むしろこれからどうするかの方が重要で、委員会としては今までロードマップ作成に関わっていますが、放流をやめたからロードマップよりも産卵床造成を増やしていいのかどうか、という点については今まで言ってなかったの、ここははっきりさせておいた方がよいということだと思います。将来的な問題で、過去には県が放流するよりも産卵床を増やした方が良いと指導していたこともありますし、漁協さんは「よかれ」と思ってやっているの、それはそれで良いかと思います。

でも、今後のことを考えたら、なにか決めておかないと、漁協さんが自由にやってしまってロードマップを逸脱しても何も言えない、ということになるので、今後のことを鑑みて、こういうことをしたらどうでしょうか、と事前に報告する。それから、可否を話し合って決める。この点を決めておけば良いのではないのでしょうか。

(委員)

これは産卵床を増やす場合、いわば数字が変われば事前に連絡するということでしょうか？

(会長)

そうですね。

(委員)

例えば放流量というような、これは計画通りにいかない場合もあります。そういう場合には事前連絡はできないですね。

(会長)

少ない場合は事前の連絡は必要ありません。

(会長)

さきほどの放流量は少ないというかゼロになっているので、報告しない範囲内ということなのですが、産卵床だけは2と書いているのに5になったということが問題になっています。

(委員)

お客さんの方から、例えば極端なことを言って、放流をしていますか、と聞かれたときに、その放流がゼロと言われると、釣り人は、なぜ遊漁料を徴収するのかという感じになること

があります。だからそのかわりに産卵場を増やしています、という事情もあるのだと思います。だから現場のことを見て、ロードマップよりも増やしたからダメとかいうようなことは、おかしいと思うところもあります。

(会長)

でも、先に申告していただいて、良いかどうかを判断して、事情がある場合には、そういうことを考慮して判断しますということです。ただ、何も言わずに行ってしまうと、結局逸脱した、ということだけが残ってしまいます。

(委員)

増やすときだけ、ということですか。

(会長)

はい。

(委員)

逸脱という言葉が独り歩きしているみたいですが、強い意味で言ったことではなくて、ロードマップの上限を守って増殖をしていくように、ということを手で言われているので、その上限を上回った部分が出てきましたので、今後そういう場合はどういうふうに扱っていくのか、ということも含めて、どんな風にしていくかということをお話し合えば良いなど。会長がおっしゃったような方向で、今後も考えていけるのであれば、ロードマップを進めていく上ではプラスになるのかなと思います。

上限が決められていて、それより少ない量であれば、どれだけ減らしていくかということはおそれぞれのご判断にまかされていて、それに対して特に指導やその他の物が入ることは無い、というのがこれまでの委員会の時に確認されていると思いますので、何らかの事情があって、産卵場を上限よりも上げなければいけないという時には、先に申告と検討なりが行われれば良いと思います。

(委員)

私も地元なので漁協の組合長さんとお話させていただきましたが、放流する量が少ないとかゼロとか言ったら、遊漁料を取っているのにどうしてなの、とかは言われているみたいです。そこで組合長も、じゃあ産卵場を2か所からちょっと増やして対処していますよ、という話をしていました。ただし、事前報告というものがなくて、後でもいいので県に、こういう状態で今こうですよ、ということはやはり一言いうべきだと思うので、会長がおっしゃったように、そのところを決めておけば、今後どこの漁協さんもよろしいかと思います。

(会長)

わかりました。

何も理由がなくてロードマップを逸脱したわけではないということは十分に承知しているので、事前に報告はしていただきたいです。それで、こういう事情で仕方ないですがどうですか、と諮れば良いと思うので、今後はそうしていただければありがたいと考えますが、どうでしょうか？

(会長)

それでは、山中湖のオオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップに基づいた取り組みについて、山中湖漁協に対して、事務局案を先程言ったことを踏まえて、訂正したうえでご提出していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

2 オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について（河口湖）

（会長）

続きまして、河口湖漁協の取組結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局）

河口湖漁協の会議は令和8年6月15日に同様の出席者で開催しています。

河口湖漁協からの次のとおり令和7年度の取組概要が報告されました。令和7年度のオオクチバスの増殖計画は、ロードマップ上の数字、3,400kg、産卵場造成2か所であり、計画通り実施しているとのことでした。今後も、ロードマップに従い、放流量を段階的に減少させ、放流に頼らない増殖として産卵場造成を進める方針となっています。

河口湖漁協は3湖の中でもオオクチバスへの依存度が高く、令和7年度のオオクチバスの遊漁料収入は全遊漁料収入の59.2%と非常に高い数字になっていますが、免許切替時と比べれば減っています。

代替魚種としてワカサギの遊漁に重点的に取り組んでおり、河口湖産のワカサギの自家採卵が可能となっており、自分の湖の部分を補うだけでなく、他の湖へ卵を出荷できる状況となっています。

ワカサギのドーム船は非常に好調でして、運航10シーズン目を迎え、漁協の持っている船、民間の持っている船ともに釣果が順調で遊漁者は増加傾向ということです。入船料の値上げも検討しているとのこと。ワカサギの資源量確保のため、ドーム船では竿の数を2本から1本に減らすという遊漁規制改正を行うとともに、出船時間を減らすという取組を実施しています。遊漁者からの反発も予想されていましたが、遊漁者の理解も得られ、遊漁者の減少も見られなかった、ということです。

ワカサギの卵、魚の販売については、需要が高く販売先もありますが、採卵の時期、受け入れ側の準備時期にも左右されるということで、発注はあってもタイミングが悪かったりして5～6割程度しか応じられておらず、産卵量や販売体制を整える余地があるとのこと。

町との連携については、密放流防止パトロール、湖畔美化、看板設置、草刈り、駐車場整備等を実施しております。ワカサギのふるさと納税返礼品やドーム船のチケット販売も検討しているということでしたが、実現には至っていないということです。

その他、ワカサギ漁に携わる人の高齢化、渇水・高水温によるワカサギ生残への影響、先程も出ました卵の販売時期のずれ、シラウオ等新たな魚種活用が今後の課題であるとの説明がありました。

河口湖漁協からの説明を受けて会議では、次のような出席者からの意見がありました。ワカサギ販売、ふるさと納税については、生鮮での返礼品化は難しく、加工品化が課題で、生の魚については県内の仲卸業者等へ出荷し、佃煮業者への販売も行っていますが、サイズが小さすぎたり、捕れるタイミングによって品質が落ちてしまったり廃棄となる場合もあるということです。

ワカサギの竿数制限や出航時間の変更は、資源を残す取組としては効果が実際にあり、釣り客にも理解されているので望ましい結果として評価するとの意見がありました。

渇水と近年の猛暑に伴う高水温については、湖面の低下によってワカサギの餌環境や、成長への影響が懸念され、昨年は水温 28℃で浮上する個体も確認されていることから、今後も温暖化が進んだ場合、急激な資源量低下の恐れもあるため、オオクチバスに頼らない漁場管理を進めるうえで、この点についても情報収集する必要があるとのことでした。

将来的にオオクチバスへの依存度を下げる必要性については、河口湖漁協さんの内部でも共有されていますが、オオクチバスに代わる魚種のみへの移行には、資金・技術・人員の面で課題があるとの指摘が出されました。

ワカサギ卵の需要は非常に大きく、九州を含む県外からの発注もあるようで、販売量が増え、販売するタイミングが合えば、卵販売はさらに伸ばせる余地があり、ワカサギ漁業の担い手は高齢化していますが、若い組合員が定置網に取り組む動きもあるようで、これをさらに進められるように、漁協による買い上げなど、新規参入の動機付けも課題であると指摘がありました。

オオクチバスへの依存割合が 7 割超から 6 割未満まで下がってきており、このまま漁協の経営を維持しながら、ワカサギをしっかりと育てつつ、着実に依存度低減を継続する必要があるとの意見がありました。

ここまでの内容を踏まえて、事務局の助言内容案を説明したいと思います。

助言内容の案としては、

オオクチバスの放流量については、ロードマップ及び委員会指示の上限を遵守し、漁協経営と利用者への影響を踏まえつつ、段階的な削減を継続すること。

ワカサギについては、自家採卵、卵販売、生魚販売、ドーム船遊漁を一体的に強化し、オオクチバスに代わる収入源として育成すること。竿数制限、出航時間の調整、必要に応じた休業日設定等、ワカサギ資源を翌年に残す遊漁管理を、ドーム船事業者と連携して継続・検証すること。ワカサギ卵などの需要に対応するため、採卵量、販売時期、受け入れ先との調整、輸送体制を整理し、販売量の増加策を検討すること。

渇水、高水温、湖水位、ワカサギの成長・生残への影響について、地引網調査等により把握し、必要に応じて県水産技術センター等と対策を検討すること。ワカサギ漁業の担い手確保については、若い組合員の参入、漁協による買い上げ、技術継承、作業体制の見直しを検討すること。

ワカサギ加工品、ドーム船チケットなどのふるさと納税返礼品としての活用、シラウオ等の新たな魚種の利用について、町、事業者、その他関係機関と連携し、事業化の可能性を検討すること。オオクチバス依存度の提言状況を理事会・総会で共有し、将来的な免許返上に向けた課題を整理しながら、漁協経営が維持できる現実的な取組を継続すること。

以上が助言内容となりますので、協議をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

質問ですけれども、助言内容の最後のところに、将来的な免許返上に向けた課題を整理し

ながら、といったことが書かれておりますが、ロードマップの最終年度でも放流 2,600 kg、産卵場 3 となっておりますが、免許返上はいつ行われる予定なのでしょうか？

(事務局)

河口湖漁協については、まだオオクチバスへの依存度が非常に高いので、ロードマップには具体的な返上の期間については記載していません。一方、山中湖漁協、西湖漁協については、ロードマップ上に期限が示されています。河口湖漁協については具体的な期日が決まっていないので、最終年度、ここに出ている令和 15 年についても、放流のキロ数が 2,600 kg、産卵場が 3 と書いてあります。

(会長)

ロードマップを作った年だと、遊漁料がオオクチバスに 75% 依存しておりました。それを 10 年間でゼロにするというのはなかなか難しいと思われることもあって、今のロードマップになっています。だから、もしゼロにするにはその後何年かわかりませんが、仕切り直しになると思います。それが、とりあえず、その 75% が 15% 減って、60% に減ったというのはいいニュースでして、しかもワカサギがとてもうまくいっているみたいで、有望だなと思います。このため、ワカサギを伸ばしていただければ、他の山中湖さんや西湖さんの漁協さんに近づけるような気がしていますので、頑張ってくださいことが今回の目標だと思います。

(会長)

他にございますでしょうか？

河口湖はワカサギが豊漁というかよく捕れているのは良いのですが、山中湖では課題も多いと感じます。生き物ですから、色々原因があってこれとは言えないと思いますが、前に出ていたのはニゴイに捕食されているかも、というのがありましたよね？あれは結局どうなったか、資料には一言も書いていないのもう考えなくていい、ということでしょうか？

(委員)

漁協の人に聞いたら、やはりニゴイが捕食し、増えているようです。そのニゴイを除去したいという話をしていましたので、県の方でもそのニゴイを調べていただいているみたいなのですが、その辺も気になっております。

数を出すのは難しいのかもしれませんが、漁協に聞くと、ワカサギが減っていることは減っているみたいです。

(会長)

一つ感想で申し訳ないのですが、ワカサギ漁業の担い手は高齢化しているが、若い組合員が定置網に取り組む動きもあり、漁協による買い上げなど、新規参入の動機付けも課題である、というふうに書かれていて、有望だなと思ったのですが、夏場にオオクチバスに代わる魚種がない、つまり、観光収入や漁業収入が減ってしまうということが問題だと書かれておりますが、前から言っておりますが、現実的には代わる魚種はないのが実情です。

長い期間考えてきて、一つも見つからないので、これからもオオクチバスに代わる魚種を見つけることは難しいと思うので、オオクチバスを一方で減らさなきゃいけない、夏場は何かして儲けなければならないという、違うことをやらなければならないということになります。

私が前回最後に言ったのは、こういう定置網を子供を交えて観光収入にできないかな、と。今どきの子供は魚とりを全く知らないの、定置網でとってきた魚を採らせるというようなことでもいいですから、そこで料金を取って、観光収入というか漁協の収入を増やすというような手立てがもしできたらありがたいなとも思います。河口湖さんは若手がやる気になっているようですので、もちろん、調査のための定置網も必要ですが、観光としての定置網もいいのではないかなとも考えます。魚種を探すよりも他の手段を探して、収入を上げるということも考えてもよいかもしれません。

他に何かございますでしょうか。よろしいですか？

それでは河口湖のオオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取り組み結果について、河口湖漁協に対して、事務局案の通り助言することといたします。

3 オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について（西湖）

（会長）

続きまして、西湖漁協の取り組み結果について事務局からご説明をお願いします。

（事務局）

西湖については6月29日に同様の出席者にて検討会議を開催しております。西湖漁協から取組の概要や今後の予定について説明がありました。西湖漁協では平成26年度以降、オオクチバスの放流は行っておらず、令和7年度は産卵場の造成9か所のみを実施しています。令和8年度も放流はゼロで、産卵場についてはロードマップの上限の範囲、8か所を予定してとのことでした。

ヒメマスについては1漁協施設でふ化・育成を行い、稚魚・成魚を含めて7万尾を放流しています。また、養殖した魚以外にも成魚を他の養殖場から導入し、2万尾を放流しています。

西湖漁協として、ちびっこ放流として地元の幼稚園から小学生の子どもたちを対象に、放流を手伝ってもらい、その際にヒメマスの塩焼きを提供しています。また、祭りなどでも販売したところ、非常に好評であったということでした。地元飲食店宿泊施設への販売、富士河口湖町ふるさと納税返礼品としてのヒメマスの利用は実際に行われておりまして、継続はしているということですが、量的にはそれほど増えていないということです。

令和7年度はヒメマスの釣果・遊漁者は減少し、遊漁料収入は前年よりも少なかったとのこと。養殖施設の老朽化や販売量の上限もあり、現状ではオオクチバスの収入の全額代替は困難という説明がありました。

ワカサギは、河口湖と芦ノ湖から4,000万粒を導入してふ化放流を実施しています。ヘラブナにつきましては、資源量はそれなりにいると考えられるものの、特に最近岸からは釣れなくなっておりまして、船であれば釣れるということでした。ヘラブナについてもバスに代わる魚種として人工産卵場の造成に取り組んでいるということでした。遊漁者については、高齢化が進んでいることがヘラブナについては大きな課題ですし、種苗の値段が上がるだけでなく確保もしづらくなっている。そういう関係もあって、多少でもヘラブナで遊漁料を確保するには水温・産卵環境の要因整理も課題であるとの説明がありました。

令和7年度のオオクチバスの遊漁料収入は、全遊漁料収入の24.3%ということで、

西湖漁協は、近年は30%程度で推移しているという状況であります。免許返上については、総会の中で免許継続という意見も出ているので、こういう要望がある中で具体的にどうやって免許返上するかということで、釣り人とのトラブル、流出防止網の管理をどうするか、ボート業者等の地域経済への影響をどうするか、このあたりは課題となっているということです。

また、隣の本栖湖でレイクトラウトという新たな外来魚が確認されましたので、これが西湖に入ってしまうと、クニマスに影響を受けるというだけではなく、一般の漁業権魚種も確実に影響を受けますので、この魚が入らないよう、日常の巡回、刺し網等による調査、および情報を共有するという事で、これは継続していくとのことでした。

西湖漁協さんからの報告を受けて、出席者からは次のような意見がありました。

ヒメマスは地域資源として重要であるが、ふるさと納税返礼品は申し込みが減少傾向であるとのことから、商品の品質・見せ方、利用者評価の把握、飲食店・宿泊施設との安定的な販路づくりが必要であるとの意見がありました。

ワカサギは西湖には資源量もあって、たくさん釣れるので、遊漁料収入増の可能性がある一方、ワカサギの放流量を増やす場合には、ヒメマスとは同じプラントン食の魚ですので、ヒメマスとの競合が考えられるため、安易にできないという状況があります。山中湖とか河口湖にあるドーム船は非常に人気なのですが、西湖に限っては非常に水深もあるし、風も強い、波も強いので、導入は困難ということでした。ヘラブナについては魚はいると思われるが釣れない状況であるので、プランクトンの量など不漁要因を検討する必要がある、とのことです。

免許返上後もオオクチバスが残存し、釣り人の来訪、流出防止網、防除、料金徴収等の課題は免許を返上しても残るため、漁協が存続し、秩序ある漁場管理を維持できる体制の検討が必要、とのことです。また、単に免許返上だけを進めると、収入減や管理負担によって漁協の経営が悪化し、万が一漁協がつぶれてしまった場合、かえって無秩序な漁場利用を招くおそれもあるため注意が必要という意見もありました。

流出防止網や免許返上後の防除の取り扱いについては、山梨県、環境省、漁協でしっかりと協議を続けて具体的な案を出さなければならないという意見が共有されました。

この検討会の結果を受けて、事務局で作成した助言内容案を説明いたします。

助言内容案は、

オオクチバスの放流は引き続き実施せず、産卵場造成は委員会指示、及びロードマップの上限の範囲内で行うこと。

ヒメマスについて、地元飲食店、観光イベント、富士河口湖町のふるさと納税返礼品等と連携し、販路拡大と品質・評価の把握に取り組むこと。

ワカサギについて、適正放流量、ヒメマスとの競合、遊漁券のあり方、遊漁券のあり方というのは、今はヒメマスとワカサギが同じ遊漁券でやっていますので、この取り扱いのやり方に留意しつつ、釣果情報の発信やボート業者との連携により遊漁者数増加策を検討すること。

ヘラブナについて、県水産技術センター等と連携し、不漁要因の把握、人口産卵床、種苗確保、夏季遊漁者の確保策を検討すること

令和 15 年、あるいはそれ以前での漁業権免許返上に向けて、返上後の釣り人とのトラブル、地域経済及び漁協経営への影響について、現実的な解決策を関係者と協議すること。

レイクトラウト等の新たな外来魚の侵入防止について、巡回、遊漁者への注意喚起、捕獲情報の共有を継続し、異常が確認された場合には速やかに県及び関係機関へ情報提供すること。

理事会、総会で情報を共有し、取組を継続すること。

以上が助言内容となりますので、協議をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

それではご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

西湖に限ったことではないのですが、免許の返上を行った後は、オオクチバスの管理は漁協ではなくなりますが、まだ大量のオオクチバスが残ることになりますけれども、その駆除に関しては、どこがどのような形で行う予定になっているのでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおり、免許がなくなってもオオクチバスは残りますし、自然繁殖で定着していますので、そのことについてはどうするかというところを、県と国と漁協で協議していく必要があります。

具体的な策というのは現時点で決まっていますが、いずれ漁協が免許されて、オオクチバスを増やしてきたのだから、あとは漁協だけに任せますということではない話で、免許返上だけでも、漁協の経営的負担が増えるわけで、そこをどういう形で、漁協さんの負担が少ない形でバスをどこまで減らしていくのか、完全駆除とかは難しいので、どこを落とすところにするかということについて、国と県と漁協の議論を踏まえて、具体的なところを決めなければいけないし、そこが決まらない限りは、次に進めないという状況です。いずれにせよ、漁協だけが駆除の負担を行うということではないと考えています。

(委員)

確認ですけど、検討中ということですね。

(事務局)

そうですね、その検討なくして免許返上はないということです。

(会長)

この委員会でもちょっと話が出たことがあるのですが、どうも二つくらいやり方があるみたいで、とりあえず、免許を返上してもバスはいるので釣り人は来る。釣り人とのトラブルがあれば誰が対応するのか、という話になってしまうし、オオクチバス遊漁料が減って漁協の経営が困難になっても漁協がなくなるということになったら山梨県の漁業にも大打撃ですし、今の秩序が失われた釣りが行われて大変なことになるので、絶対に避けなければいけません。

そうした場合に2つの方法というのは、1つは特に西湖さんはヒメマスがいますので、オオクチバスのルアー釣りでヒメマスが混獲されるおそれがある、混獲魚に対する遊漁料を取る、それが一応認められています。本来は、漁業権対象魚にしか遊漁料を徴収できないのですけれども、混獲される場合には徴収できる。これは前任の事務局の方から国に聞いて

ていただいて。もちろん、漁業権魚種以外に遊漁料を取るのはけしからんという声もありますが、遊漁料を取って漁協の経営難を防ぎながら、オオクチバスの釣り人とのトラブルを減らしていく、これも1つだと思います。

もう1つは、以前事務局から聞いたのですが、河口湖で遊漁税（遊漁料とは別に徴収する）というものを取っているのです、これも方法かと。

（会長）

遊漁料以外にも取っているということですか。

（事務局）

そうです、河口湖では遊漁料とは別に、釣りをを行う行為に対して魚種と関係なく税金がかかっています。

（委員）

遊漁税というのは、町の方から依頼があってそれで河口湖漁協の方ではそれを併せて徴収しています。河口湖漁協の監視員はすべての釣り人から徴収しますので大変みたいです。目的としては、駐車場とかトイレなどを作るためのお金ということです。

（会長）

クニマスを守るため、とかでは徴収できないですか？環境というか、クニマスを守るためには利用できないですか？

（委員）

クニマスですか、どうですかね？

（会長）

言い訳としては出来そうな気がするのですが、とりあえず、河口湖ではそういうお金を取っているようで、それを西湖さんとか山中湖さんでももしできれば、免許返上しても、お金は入ってくる。

その2点くらいが、もしあるとすれば方法だと思います。

（委員）

先ほどお聞きしたいな、と思ったのは、山中湖が令和15年ですか、免許返上に向けて、今ゼロベースでロードマップが出来ています。今のお話のように、ゼロになっても後に残るバスを漁協に押し付けるわけにはいかない、それから免許を与えた県にしても国にしても、みんなで考えていく、という風に検討しているというお話がありましたけれども、今令和8年ですよ、あと7年しかないわけです。だから、早めにその部分の指針をソフトランディングできるように作っていただいて、ゼロになったときにはこういう形で国の方も県の方もしますよ、だから漁協もこういう風にしてください、という部分を示していただかないと、やはり15年になってさあゼロです、どうしましょうか、ということには多分ならないとは思いますが。

その辺を早めに指針みたいなものを出していただきたい、というのと、それからいま会長がおっしゃった河口湖が遊漁税ということで誰からも取るということなので、山中湖は私もマリモの保護にかかわっているんですけども、マリモが棲んでいます、県の天然記念物です。今マリモは富士五湖全部にいますから、マリモの環境を守る環境税というか、協力金という形で五湖全部から、それは山中湖だけでなく、河口湖にもモトスマリモがいますので、西湖にもいますし、そこの部分はどうしてもなるといえるのか、マリモ保護でもそ

ういう名目でもそのような資金、これからゼロにするときにお金がどうしてもかかると思うので、少しずつ早めに、貯蓄じゃないですけど、していったらどうでしょうかと思います。

(会長)

ありがとうございました。

あとはオオクチバスの流出防止ネットを免許を返上しても継続が必要と国から言われているので、どこかからお金を出してくれば、漁協に任せられる可能性もある思うのですが。それでおっしゃる通り、ロードマップが終わった途端、ゼロから始めるのは無理なので、少し前からどうにか、漁業権対象外ですけども混獲される可能性があるから遊漁料は取るよ、というふうにするか、遊漁税のようなもので対応するか、なんとか漁協にお金が入るようにしなければ、地元で見張っている人がいなくなってしまうので、なんとかそうなる前に手を打ちたいと考えます。

(委員)

県の方も、緑の協力金ですか、毎年私たちも支払いをしています。それと同じように、やはりお水がないと人間も住めないし、湖がある漁協にしても川の方にしてもそうですけれど、そこを守っていくためにはお金がないからどうしようもないじゃなくて、ないならないなりに、考えていただいて、少しずつ皆さんからお金を徴収するというのを早めに考えていくのがいいんじゃないかと思っていますので、ご検討のほどよろしくお願いします。

(委員)

いま、ちょうど河口湖の遊漁税という話が出ましたが、そういうのを釣り券の中に含んです、というのはできないですか？と、言うのは、釣りをしている人は釣り券を買ったのに、なぜまた金をとられるの、という感じになり、トラブルのリスクが非常に大きいと思います。これからもし、今会長が言ったように西湖とか他の湖もそういうものを入れる、ということになったときには、できれば、釣り券の中にそういうものを含めて、釣り券は1,000円だけれどそのほかに200円入ってきて合わせて1,200円だよ、というようなことをちょっと考えていただければありがたいなと。検討をぜひお願いしたいと思います。

(事務局)

日釣り券に関しては、セットで販売できますが、年券を買った人にも遊漁税がかかってくる。町の方にも伝えてみますが、そこが難しいところだと思います。

(委員)

遊漁税だけではなくて、環境税ということになると、河川や湖は一般の観光客も使っているわけですし、魚釣りだけじゃなくて河原で遊んでいる子どもたちもいます。漁協は河川の清掃をしたりして環境を守る取り組みもしています。別に森林税なんかを考えると、もっと広く国民が払っている。じゃあ川や湖のために税をとる、というかそういう方向が必ず出てくる。検討してみてください。

(会長)

メンバーが変わったばかりですけど、こういう問題があります。ロードマップが終わる前にはなんとか、見込みを付けたいと思いますので、よろしくお願いします。

他にございますでしょうか？

(委員)

やはり釣り券収入ということだけで、今は検討が進んでいますけれども、観光収入というものがありますので、釣り人は周りで網を引かれたりすると嫌がるということはあると思いますが、たとえばキャンプに来た子供たちに、我々の世代の川遊びと同じような感覚で湖遊びをさせるような場所など、そういうような別の視点をもって収入をあげる方向も必要だと思います。本当に釣りだけでなんとか漁協の経営が成り立つような状況には、これからおそらく釣り人口というものは増える目はないかな、と思っていますので、そういう子供の時の楽しい経験というものを基に、観光的な収入源ということを考えておくことも必要ではないかと思っています。

(会長)

私の言った定置網も、それに近いような物なのですけど、やはり今の子供って野外で遊ぶ機会も少ないので、ちょっと遊び場を作ってやって、それで有料にするというようなことで、何か方法を変えていかないと、なかなか収入源はないですね。

(委員)

たとえば、釣り場にはつかみ取りの池が別にありますよね。そんな感覚の湖の使い方というものもあるのではないかなと。釣り場に行けば、釣る人たちとは別に池があって、そこに子どもたちが裸足でつかみ取りっていう、そういうふうな感覚でやらないといけないうかもしれません。

(委員)

みどりの協力金がありますよね、あれを一部、漁協さんとか川とかそういうのにパーセンテージは今すぐいくらとは言えないですけど、それを必ずそちらに向けられるように、大枠で組み込みのどこかの部分でいけるように、少し国の方と検討していただきながらしていけばいいのではないかな、思うところです。

(委員)

集まったところで必ず湖とか河川とか子供たちとかに毎年これだけのお金が入るので、ということを考えていただければ。国も補助金をカットとか言われていますが、出さなければならぬところは出してもらわなければいけません。そこはぜひ県の方もご検討いただいて、15年にゼロになることはもう7年先なので、早めに手を打っていただければありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

最初に駆除について検討することについてお聞きしたわけですけども、その後いろいろなご意見が出て、まとめると免許返上の後についての未確定の部分や不安がものすごく多いということがよくわかりました。

それで、ロードマップについての検討会は毎年3月くらいに行われるのですよね？

(事務局)

概ね6月ぐらいです。

(委員)

毎年行っていると思いますので、免許返上後のその部分が非常に重要ですから、ぜひその会議で今出たような、駆除のことですとか、遊漁料のこと、防止ネットのこと、環境税

や別視点から収入を得ることなどの収入の面での問題等を、話し合っていて、なるべく具体的にどこが取り組むか、具体的に協議する場を別に設けるとか、今お話を聞きますと、委員の方々の知識や経験でどのような収入の取り方をしたらどうか、といったような話もございますので、そういう知恵を出し合う場のようなものを設けていただく、その上で検討していただく、そういった知恵を出し合う場を設けていただくということを、お願いしておきます。

(会長)

駆除も考えなければいけないと思いますが、実際にはちょっと難しいと思います。本栖湖にコクチバスが入って、結局駆除できたというすごく珍しい例がありますが、かなりの金額を要して駆除しているので、山中湖、西湖、河口湖のオオクチバスを、たとえ免許を返上できてその後駆除するというのは、ものすごくお金がかかるのではないかと思います。それを駆除するお金がどこから出るかということ、かなり難しい面があるな、と思います。自然にいなくなるのを待つしかないかな、と思っています。

(会長)

他にございますでしょうか？

(会長)

それでは、西湖のオオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取り組み結果について、西湖漁協に対して事務局案を了として助言することといたします。

4 山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の改正について

(会長)

続きまして、協議事項として、山梨県内水面漁場管理委員会事務規定の改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

山梨県内水面漁場管理委員会の事務規程というものの制定されていまして、事務局は県の食糧水産課が行っているのですが、課名が今年4月から変わりましたので、課の名前の変更を行うというものになります。新旧対照表に書いてあるとおり、食糧花き水産課が食糧水産課に変更となります。改正には委員会の承認が必要ですので、ご協議をお願いします。説明は以上です。

(会長)

これにつきましては、ご意見ご異議等ございますか。

(会長)

ご異議などないようですので、協議事項、山梨県内水面漁場管理委員会事務規定の改正については、原案通り賛成いたします。

【報告事項】

1 令和7年度の増殖実績について

(会長)

続きまして、報告事項令和7年度増殖実績について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料に漁業法第168条が書いてありますが、内水面における第五種共同漁業ですけれども、免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならないと法律に定められています。169条がその下にありますが、簡単に説明すると、増殖行為を怠り続けた場合には、知事は免許を取り消さなければならない、という規定が書かれています。これについては、漁場管理委員会が毎年、目標増殖量等について、通知を出しており、増殖等を行っているかの判断基準になります。判断基準がないと、怠っているとか言えないので、毎年増殖量を漁場管理委員会会長名で通知しています。

その基準が2つありまして、いずれかどちらかをクリアすればよいと、委員会として定めています。なお、オオクチバスについてはロードマップが基準となりますので、これには該当しません。

資料に戻っていただいて、今回、別の回収資料という資料が配布されていますが、これは漁協さんのかなり細かい数字が入っていますので、会議終了後には回収させていただきますが、これに漁協さんの目標増殖量の達成状況が記載されています。

令和6年度の実績において、基準値をクリアできていない漁協がいくつかありましたので、これを受けて免許時の増殖計画の目標値が過大ではないか、ということで、漁協の経営状況を勘案して見直しを検討してください、という通知を県から全漁協に対して出しています。多くの漁協が増殖計画の修正を行うことを決定し、今年3月の漁場管理委員会で承認をいただいたところです。変更後の計画は回収資料に書いてあります。4漁協を除いて、変更が行われています。

変更後の計画に基づく令和8年度の目標の達成見込みについては、電話などで聞き取りを行いました。ほぼすべての漁協、魚種において目標が達成できる見込みです。以上が、漁業協同組合における増殖実績についてのご報告になります。

(会長)

ありがとうございました。

それではご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

(会長)

目標が実情に合わないことになって、改善していかななくてはならないということでだいぶ良くなったので、8年度の実績を見てからいろいろ考えた方がいいかな、と思っています。すけれど、皆様よろしいでしょうか？

それでは、事務局は各漁協の増殖が確実に実施されるよう、引き続きご指導をお願いいたします。

2 令和7年度の資源管理状況の報告について

(会長)

続きまして、報告事項、令和7年度の資源管理状況等の報告について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資源管理状況の報告についてです。

資料中の漁業法の第90条のとおり、ここ数年で法律が改正されまして、漁業権者は、農

林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理状況、漁場の活用の状況、その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に毎年報告しなければならないと定められています。

内水面漁業にとってはこの法改正は負担の増えるところで、非常に大変になっていると思うのですが、法律上の定めですので報告をいただいているところです。また、報告を受けた事項については委員会で報告をするものとなっています。概要については詳細を割愛しますが、資料の表のとおりとなっています。

すべての漁協が行使規則を遵守しているとともに、資源維持、増殖等の取り組みについて、カワウの追い払い、産卵場の造成、外来魚の駆除など、すべての漁協が資源維持や増殖などの取り組みを行っております。淵の整備、河川工事の際の環境維持に係る要請を行った漁協もあります。この辺の取り組みが、漁協さんが存在している意義の一つでもありますので、漁協さんの経営をしっかりと守り続けるのも水産を振興していく立場として重要なことだと考えています。オオクチバスの話に戻りますけれども、漁協の存続を無視して、今後のことを考えることはできないということになります。

その他の取り組みとしては、漁場監視や巡回を実施しております。

これも重要な内容ですけれども、漁場の清掃、釣り教室、放流体験、これは教育的な意味合いを持っています。講習会への参加も行われています。その他、ミズワタクチビルケイソウという外来の水草のための繁茂防止のための塩水消毒設置などが行われていました。

漁場の活用状況は、資料に組合員数などが記されていますが、すべての漁協で漁業権魚種の漁業が適切に操業されていた。遊漁券販売状況は、回収資料のとおりですが、すべての漁協において遊漁者による利用が行われていました。増殖実施量については、先程の議題で説明しましたように、すべての漁協が増殖事業を実施していました。

漁業法施行規則第28条第3項の規定に基づく知事の意見はすべての漁協が漁場を適切かつ有効に活用していると認められる、ということになります。

説明は、以上になります。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(会長)

ありがとうございました。

(会長)

以上で本日の議事はすべて終了となります。

最後に、委員から議事全体に対し、関連して何かご発言がありますでしょうか？

(事務局)

3月の、令和7年度の第4回の漁場管理委員会で、委員からネオニコチノイド系の農薬について意見がありまして、これについて今回の委員会で回答させていただくということになっていましたので、この場で回答します。農薬の関係を所管しています、県の農業技術課に確認したところ、このような農薬の使用量が従来と比べて減っているというようなことはない、ということでした。

この農薬については、農薬の魚類への影響とか魚への周囲の影響という研究については、実際この農薬で魚の餌となるプランクトンへの影響とか水生昆虫への影響はあるという研究はありまして、そういうことを踏まえると、魚類への影響は全くないとは言い切れず、ただし、それがどの程度影響しているかははっきり言えないところもあり、昨今魚が減ってきている要因として、河川環境の悪化や、魚を食べてしまうカワウのような鳥がいたりといういろいろな要因のうちの一つとなっている可能性はあります、というところまでしか回答できないということになります。

(委員)

わかりました。

(会長)

他にございますでしょうか。

皆様には議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(司会)

皆様、ご協力ありがとうございました。

その他ですが、何かございますでしょうか。

では、これをもちまして令和8年度第1回の内水面漁場管理委員会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、ご審議、協議ありがとうございました。

閉会

書記次長が委員会閉会を宣言して、令和8年度第1回内水面漁場管理委員会は閉会。